

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和4年11月29日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 鳴海 圭矢

質問事項	質問の要旨	質問の相手
健康保険証とマイナンバーカードの一体化は果たして賢明な政策といえるのか	<p>政府は2024年秋に現在使われている健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針を打ち出した。</p> <p>現在の健康保険証には概ね問題がなく不備もないのに何故廃止されてしまうのか。法的にはマイナンバーカードの所持については飽くまでも個人の判断に委ねられるべきと思うが、これでは事実上の強制になる。個人の選択の自由は保障されないのか。</p> <p>また、一体化した健康保険証に対応できる医療機関が全国的に見ても非常に少ない。医療現場での対応が進んでいない中で、現在の使われている健康保険証の廃止には、強い不安を感じるが大丈夫なのか。</p> <p>①当町のマイナンバーカードの普及率は。 ②当町の一体化した健康保険証の件数は。 ③町内における一体化した健康保険証に対応できる医療機関の件数は。 ④国民健康保険加入者でマイナンバーカードを所持しない人への対応は。 ⑤当町の国の方針に対する見解は。</p>	町長